

## 第7回教育委員会臨時会議事要録

詳細 教育総務部教育総務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称		教育委員会臨時会
事務局（担当課）		教育総務部教育総務課
開催日時		平成19年7月24日 午後2時00分
開催場所		教育センター
出席者	委員	三神 和子（委員長）、松木 正一（委員長職務代理者）、 月岡 透、中島 章皓、日高 芳一（教育長）
	その他	教育総務部長、中央図書館長、教育総務課長、 教育改革担当課長、教育指導課長、統括指導主事
	事務局	教育総務課庶務係長、教育総務課庶務係主事
公開の可否		公開 傍聴人数 0人
非公開・一部公開の 場合は、その理由		
会議次第		<p>1．第26号議案 豊島区文化財の登録について</p> <p>2．第27号議案 豊島区文化財の指定について</p> <p>3．第28号議案 国登録有形文化財の推薦について</p> <p>4．第29号議案 豊島区立学校教科用図書採択について</p> <p>5．第30号議案 豊島区立学校の管理運営に関する規則の一部 改正について</p> <p>6．報告事項 区内6大学との「連携・協働に関する包括協 定締結」に向けた取り組みについて</p>

## 審議経過

委員長)

第7回教育委員会臨時会を開きます。本日の署名は月岡委員と松木委員にお願いいたします。まず第29号議案から始めます。

### (1) 第29号議案 豊島区立学校教科用図書採択について

委員長)

ただ今から、平成20年度使用教科書の審議を行います。配布資料の説明をお願いします。

<教育指導課長 資料説明>

教育総務部長)

私から、平成19年度豊島区立学校107条図書採択にかかわる選定委員会の経緯について報告いたします。私のほか、副委員長の教育指導課長、区立特別支援学級設置校長会小学校・中学校各代表、小・中学校各保護者代表、教育指導課統括指導主事の7名からなる選定委員会を設け、6月4日に第1回選定委員会を実施しました。その後、6月5日から6月29日までの間に、区立特別支援学級設置校長代表を部長とし、各小・中学校の特別支援学級教員を委員とする特別支援学級教科用図書調査部会を3回実施し、選定委員会の審議の元となる調査資料を作成しました。その資料をもとに、7月13日に、第2回の選定委員会を開き、あらゆる面から公正な立場で、人権等に十分配慮していただきながら、教育委員会が適切な採択を行うための選定資料をまとめたところです。

本日、委員の皆様には調査資料に基づき、ご審議いただくわけですが、豊島区の特別支援学級の子どもたちのために、適切な107条図書の採択が行われますようお願い申し上げます、報告といたします。

委員長)

次に、107条図書の審議方法について説明願います。

教育指導課長)

107条図書は、特別支援学級の児童・生徒に教科書として供給するものですから、教室に資料として置いておけばよい参考書や資料のようなものは含みません。豊島区立学校教科用図書採択事務要綱第7条に選定基準が示されています。教科の目標に沿った内容をもつ図書が適切であり、特定の題材もしくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑類、問題集等は適切ではありません。また、ビデオテープ、CD、ジグソーパズル型、切り絵工作型など、図書としての体裁をなしていないもの、あまり高額なものも採択できません。人権上の配慮に関しては、東京都教育委員会が人物表現に対する見解を示しています。一般図書における人物の挿絵は、児童・生徒の関心興味を引いたりイメージを膨らませたりするために象徴的表現を用いることがあるが、障害のある人達への侮蔑的差別的な意図を持って表現しているものでないことから、児童・生徒が理解するのに困難

であったり誤解したりする恐れのない限りにおいて、教育的価値を重視し、107条図書として選定できるものと考えとの見解です。以上のような点にもご配慮いただき審議していただければと思います。

本年度、調査部会から新規に推薦された図書の点数を申し上げます。小学校は生活5点、書写4点、社会2点、算数4点、理科5点、音楽1点、家庭3点の計24点です。中学校は国語1点、社会3点、数学1点の計5点です。本日はこれら合計29点の図書についてご審議ください。

委員長)

昨年度採択された図書は今年度も採択するという方針で、本日は、新たに選定された図書について審議を進めていきます。107条図書は教科書としてふさわしくないものを不採択としていくものですので、その都度採択か不採択かを決めていきます。最初に質問を出していただき、その後にとまとめて採択する方法でよろしいですか。

(委員全員 異議なし)

委員長)

では、小学校選定資料について説明願います。

教育指導課長)

資料の表中にA B Cの記載がありますが、児童・生徒の発達段階、障害の程度を示した東京都教育委員会による基準です。Aは、話し言葉はないが物事への興味関心が出始め、簡単な物の弁別が可能な段階にあるもの、Bは、話し言葉や文字の読み書きに興味を持ち始め、物事の初歩的な概念が分かる段階にあるもの、Cは、簡単な読み書きが可能であるが、学年相応の検定済教科書や文部科学省著作教科書では学習が困難な段階にあるものを示しています。また、括弧書きがされているものは、東京都教育委員会の基準がなく、豊島区の選定委員会で判断した基準です。

では、教科ごとに審議をお願いします。始めに小学校の生活です。

<生活 図書閲覧>

委員長)

質問がありましたらお願いします。

委員)

複数の教科に重複している図書がありますが、何故ですか。

教育指導課長)

他教科でも採択できるものは、重複して記載しています。例えば、生活では採択できるけれども社会では無理であるというような特段のご意見がなければ、学級の状況によって、教科に幅があった方が柔軟な教育課程が編成しやすいと思いますのでご配慮いただければと思います。

委員長)

「あそびのおうさま ずかん おりがみ あやとり」はBになっているのですが、本を見て作るには難しくないでしょうか。

教育指導課長)

都の調査でBという判定が既に出ています。確かに後半部分には複雑なあやとりも掲載されておりCに適しているかと思いますが、前半の基礎や形をつくるという点では、Bでも対応できると判断されているのではないかと推測されます。

委員)

この本には日本的な要素が含まれており、授業での使用にかかわらず夏休みなどに読んで覚えてもらうのには大変よい内容だと思います。

委員長)

それでは順番に採択・不採択を決めていきます。

「あそびのおうさま ずかん11 のりもの」を採択の方、挙手をお願いします。採択といたします。(委員 異議なし)

「あそびのおうさま ずかん3 あそび」は、いかがでしょうか。採択といたします。(委員 異議なし)

「あそびのおうさま ずかん おりがみ あやとり」はどうでしょうか。採択といたします。(委員 異議なし)

「こどものずかん Mio11 やさい・くだもの」はいかがでしょうか。採択といたします。(委員 異議なし)

「かんさつあそび1」はいかがでしょうか。不採択でよろしいですか。

委員)

選定委員会の意見どおり、図書としての体裁をなしていないので、副教材として活用すればよいと思います。

委員長)

不採択といたします。(委員 異議なし)

教育指導課長)

続いて書写をお願いします。

<書写 図書閲覧>

委員長)

質問をどうぞ。

委員)

書写のねらいは何ですか。

教育指導課長)

書写は、国語の言語事項に関わるもので、文字を正しく美しく書くというねらいがあります。小学校学習指導要領における書写に関する事項には、「姿勢や用具の持ち方を正しくして丁寧に書くこと」「点画の長短、接し方や交わり方などに注意して筆順に従って文字を正しく書くこと」と記されています。

委員)

「漢字えほん」は漢字のでき方からつくり、読みまで書いてありますが絵本に過ぎず、

今の趣旨から言えば、自分で練習するための教材にはならないように感じます。また、絵の印象よりは中身が難しく、C段階に適應するのではないかと思います。

教育指導課長)

ご指摘のとおり、C段階の子どもたちに適した内容と思われまふ。この本の基準は豊島区で判定していますので、BからCに変更いたします。書写の教科書として内容的にふさわしいかという点については、東京都が選定している107条図書の候補の中にも、障害のある子どもたちにとってわかりやすい、より初歩的な内容の本もありますので、純粋な教科書としては十分ではありませんが、授業の参考書としては活用次第だと考えています。また書写の教科書の数が全体として少ないため、できるだけ選定の幅を広げているという背景もございます。

委員)

書き順も記してある点がよいと思います。ただ、1,600円という価格はどうでしょうか。文部科学省の基準価格はどの位ですか。

教育指導課長)

参考として、昨年度の文部科学省の平均的な予算単価は1,623円です。これは無償給与の対象です。

委員長)

107条図書として問題集のようなものは適切ではないとしていますが、趣旨に合っていれば、「ワークブック」「練習ノート」という題名でも差し支えないのでしょうか。

教育指導課長)

選定委員会でも同様の意見が出ましたが、「にほんご だいすき1 - ワークブック」に関しては図書としての体裁をなしているとの結論です。「くもん式のカタカナおけいこ」については、教科書としての体裁はなしていないのではないかという意見がありました。体裁が整っているかという観点も含めて、選定をお願いします。

委員長)

それでは決を採ります。

「にほんご だいすき1 - ワークブック」の採択に賛成の方、挙手をお願いします。

委員)

私は「包丁」という言葉が文中に出てくるのが気になります。他に選ぶ言葉があるのではないかと思います。また表紙裏のページに外国語で余分な内容が書いてあります。

委員長)

採決は多数決によるということで、採択といたします。

(委員全員 異議なし)

委員長)

続いて「漢字えほん」はいかがでしょうか。採択といたします。

(委員全員 異議なし)

委員長)

「くもん式のカタカナおけいこ」はいかがでしょうか。体裁をなしていないという意見もあり、不採択といたします。

(委員全員 異議なし)

委員長)

「高嶋式 子どもの字がうまくなる練習ノート」はどうでしょうか。採択といたします。

(委員全員 異議なし)

委員長)

では次に、社会と算数を合わせて審議します。

<社会・算数 図書閲覧>

委員長)

「グッドジョブーブ」の中で、「パンやさん」「おまわりさん」というように、お店の名前と仕事をする人が一緒になっているのはおかしいと感じました。

教育長)

しかし、感性が豊かな子どもたちは、このような細かい描写を喜ぶと思います。

委員長)

他に質問はよろしいですか。では決を採りたいと思います。

「あそびのおうさま ずかん11 のりもの」はいかがでしょうか。採択といたします。

(委員全員 異議なし)

「グッドジョブーブ」はいかがでしょうか。採択といたします。

(委員全員 異議なし)

次は算数です。「かずあそび1」はいかがでしょうか。不採択といたします。

(委員全員 異議なし)

「かずあそび2」はいかがでしょうか。不採択といたします。

(委員全員 異議なし)

「かんさつあそび1」はいかがでしょうか。不採択といたします。

(委員全員 異議なし)

「まいにちのとけいのえほん」はいかがでしょうか。採択といたします。

(委員全員 異議なし)

委員長)

次に理科の審議に入ります。

<理科 図書閲覧>

委員長)

ご意見ご質問ありますか。

委員)

「昆虫 ちいさなこどもたち」は、図鑑ではないかという選定委員会の意見がありますが、私は図鑑に似ていてもよいのではないかと思います。

委員)

成長の過程は子どもたちに理解できるでしょうか。

委員)

都会の子どもたちはあまり見たことがない光景ですから、よいと思います。

委員)

生活と理科の教科の違いがわかりにくいと感じます。

教育指導課長)

特別支援学級の子どもたちにも障害の程度に幅がありますので、理科で扱うのか生活で扱うのかの判断は、学級の実態に応じて判断しています。適切な教科書の選択を指導していきたいと思います。

委員)

両方の教材として1冊採用するというわけにはいかないのですか。

教育指導課長)

知的障害養護学校の「生活」という教科を教育課程で採用する場合、比較的小児の障害が中度から重度だと考えられ、小学校の社会や理科、家庭の検定教科書を選ぶことはできないという採択のルールがあります。その場合、「生活」の中から小学1・2年生は1冊、3・4年生は2冊、5・6年生は3冊選び、理科や社会の内容と関連付けて教えるということになっております。また、複数教科の要素を含めて一つの単元を組むという領域・教科を合わせた指導が、特別支援学級では特別な教育課程として認められており、総合的な学習が可能ですので、委員がご指摘のとおりのは活用は十分できると思います。

委員長)

では理科の選定に進みたいと思います。

「あそびのおうさま ずかん3 あそび」はいかがでしょう。採択といたします。

(委員全員 異議なし)

「体験を広げるこどものずかん あそびのずかん」はどうでしょうか。採択といたします。

(委員全員 異議なし)

「ひかりのくに こどものずかんM i o 1 2 きせつとしぜん」はいかがでしょう。採択といたします。

(委員全員 異議なし)

「昆虫 ちいさななかまたち」はいかがでしょう。採択といたします。

(委員全員 異議なし)

「かんさつあそび1」はいかがでしょう。不採択といたします。

(委員全員 異議なし)

委員長)

続いて、音楽・家庭を合わせて審議します。

<音楽・家庭 図書閲覧>

委員長)

「どうようでおえかきできる! どうようNEW 絵かきうたブック」は確かによい内容ですが、以前に同様の本を選んでいる気がします。

教育指導課長)

絵かきうたの動物シリーズはございます。

委員長)

楽しくてよい本ですが、どの程度活用されるのだろうかという疑問があり、全体のバランスを取ったほうがよい気がします。

教育指導課長)

内容を全部習得させるということではなく、授業の導入や発展として活用するものとして使います。調理の本も一年中使用するというだけでなく、他の内容とバランスをとりながら活用するのが、107条図書の特徴です。

委員)

1・2年生の教科書にこういう発想があれば楽しく、すぐ覚えられてよいと思います。

委員長)

それでは選定を行います。

「どうようでおえかきできる! どうようNEW 絵かきうたブック」の採択に賛成の方、挙手をお願いします。採択といたします。

(委員全員 異議なし)

「あそびのおうさま ずかん7」はいかがでしょうか。採択といたします。

(委員全員 異議なし)

「こどものずかんMio10 たべもの」はいかがでしょうか。採択といたします。

(委員全員 異議なし)

「はじめてのキッチン 小学生からおとなまで」はどうでしょうか。採択といたします。

(委員全員 異議なし)

委員長)

次に中学校用図書5冊を審議します。

<中学校用図書閲覧>

委員長)

ご意見ご質問をお願いします。

委員)

「こども きせつのぎょうじ絵じてん」は高額ですが、日本の行事がたくさん出ていて良い内容だと思います。

委員)

今年度の中学校用図書はレベルが高いように感じます。

教育指導課長)

107条図書は、新刊本など毎年採択する必要があります。中学校用図書は、将来、企業就労を目指している特別支援学級の生徒もおりますので、軽度の障害の生徒を想定した教科書を選定しようという意図があります。例えば数学であれば、文部科学省著作教科書は6冊しかありませんので、選択肢を広げて適切に選定していくことが必要だと思います。

委員長)

それでは選定を行います。

「くらしに役立つ国語」はいかがでしょうか。採択といたします。

(委員全員 異議なし)

「くらしに役立つ社会」はいかがでしょうか。採択といたします。

(委員全員 異議なし)

「調べ学習に役立つ世界の地図」はいかがでしょうか。意見が割れていますね。

委員)

教科書としてではなく、図書館に1冊あればよいと思います。

委員長)

内容が難しいように感じますが、採択3名、不採択2名ですので採択といたします。

(委員全員 異議なし)

「こども きせつのぎょうじ絵じてん」はいかがでしょうか。採択といたします。

(委員全員 異議なし)

「くらしに役立つ数学」はいかがでしょうか。採択といたします。

(委員全員 異議なし)

教育指導課長)

小学校用図書は全24冊のうち18冊を採択いただきました。昨年度までの159冊にこの18冊を加えて177冊を平成20年度使用小学校107条図書といたします。中学校用図書は全5冊を採択いただきましたので、従来の81冊に加えて86冊を平成20年度使用中学校107条図書といたします。

< 10分休憩 >

委員長)

それでは案件の審議を再開します。

(2) 第26号議案 豊島区文化財の登録について

(3) 第27号議案 豊島区文化財の指定について

< 教育総務課長 資料説明 >

委員長)

ご意見ご質問ありますか。

委員)

文化財の登録について、茶碗の破片等の出土遺物は限りなく申請していくのですか。それとも、以前に出土された同類物に関しては、申請を見送る場合もあるのですか。

教育総務課長)

出土遺物は年代や地層によって当時の生活様式を知る手がかりになります。同じ場所から同類物が出てきた場合は、代表になる物を最小限に選別し、後は廃棄となります。

委員)

豊島区での当時の暮らしを立証していくにはあまりに数が多いように思います。

教育総務課長)

中山道通り沿いの巣鴨地区など道路脇の遺跡は都市の変遷を知る上で非常に重要な手がかりになるものと評価されています。縄文・弥生時代は必ず保存しなければならないと法で定められていますが、特定の地区以外では近世の出土遺物で同類な物は対象からはずすということで判断しております。ご意見は、文化財保護審議会の中でご紹介させていただきます。

委員)

登録件名の名称に「染井遺跡(プラウド駒込地区)」とありますが、将来、建物がなくなることも考えられます。名称を決めるにあたっての決まりがあるのでしょうか。ないのであれば、分かりやすい名称を望みます。

教育総務課長)

現在は、それぞれの建物名や街区番号を統一して使用しております。建物がなくなった場合にどうするかという課題は確かにございますので、名称の付け方に関する基準があるのか確認いたします。

委員長)

他にご意見ありますでしょうか。よろしいですか。

(委員全員 異議なし)

#### (4) 第28号議案 国登録有形文化財の推薦について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご意見ご質問をお願いします。

委員)

旧丹羽家蔵は門と比べると比較的新しい建造物ですが、今後100年先を考えると、蔵も同様に指定文化財にして大事にしていかなければならないように思います。

教育総務課長)

指定文化財は現状保存が基本です。中身等を改修することができなくなるので、所有者が指定を避ける現状があります。国の文化財登録制度は指定制度に比べて規制が緩やかですので、蔵の外観を生かしつつ、内部は地域で有効活用するために改修することが可能です。

委員)

確かに都内で蔵は珍しいですが、地方ではより歴史が古く立派な蔵がまだまだ数多く現存しています。国の登録は難しいように思います。

教育総務課長)

保存状態や耐震性が大変よいということもあり、区内において、旧家に付属する代表的

な建物としては非常に価値があるものです。「登録有形文化財登録基準」の「二 造形の規範になっているもの」に該当するとの判断から、今回申請いたしました。

委員)

地域のシンボルとして登録したいということでしょうか。

教育総務課長)

地域の活性化の象徴としてという意味合いも確かにありますが、純然たる保存すべき建物として申請に値するとして判断しました。

委員)

管理運営などは区で行うのか、地域で行うのか構想が漠然としているように感じます。

教育総務課長)

活用の仕方につきましては、現在のところ、地域主体による検討会を設け、防災機能を備えた公園としての活用を考えています。

教育長)

将来に向けて価値が高まるであろうことは事実です。コンクリート造成の設計図が現存していることも貴重です。出土遺物の展示に活用してはどうかという提案も出ています。保存性も高い建物です。

委員長)

では、推薦するという事によろしいでしょうか。

(委員全員 異議なし)

#### (5) 第30号議案 豊島区立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

以前もご審議いただいた内容ですが、いかがでしょうか。

委員)

「特に重要かつ困難な職務を担う校長の職務」とありますが、通常の校長の職務との区別がはっきりしません。また、いちど統括校長になると、異動後もその職が継続するのでしょうか。

教育指導課長)

運用の仕組みとしては、統括校長を配置することが望ましい学校を教育委員会で定め、統括校長の職になった者は、その学校間で異動していくということになります。ただ、統括校長を置く学校は状況を見ながら定期的に見直していきます。なお、統括校長も校長も学校経営の責任者という立場では同等ですので、呼称としては統一して「校長」を用いることになります。

委員)

改正に反対はしませんが、人事異動が非常にしにくくなるように感じます。

委員)

学校は組織体ですから、統括校長が来たからといって、すぐには変わるとは思えません。困難校で成果を出した校長を評価すべきであって、始めから統括校長を指名する制度は疑問に感じます。

教育長)

人間づくりをする場には馴染まない制度であり、行政面でやりにくい部分が生じるという意見は教育長会でも出ました。しかし、統括校長は4年以上という経験を持つ校長が実際に選ばれますし、どの区にも課題校はあるというのが東京都の考え方です。また、管理運営規則に「できる」という状態をつくっておけば、困難校が生じたときに即座に対応できますから、教育長会では受容する考えが大方でした。

委員長)

それでは、承認するというところでよろしいでしょうか。

(委員全員 異議なし)

(6) 報告事項第1号 区内6大学との「連携・協働に関する包括協定締結」に向けた取り組みについて

<教育指導課長 資料説明>

委員)

各学校から何をしてもらいたいのが要望を集めたほうがよいと思います。また、大学側にもメリットがあるように、実施大学を外部にアピールしていくことが大切です。それから、市民大学準備室のような具体的に推進する組織を設けることを提案します。

教育総務部長)

コミュニティ大学については、学習・スポーツ課で対応していくこととなります。

委員長)

各大学にある生涯学習センターを持ち込むのでは個人での申し込みと同様ですから、学生が実際に受けている授業に出席できるような形で導入できると魅力ある事業になると思います。

委員)

各学会で注目されている分野に精通している人の力を借りて講義等ができれば、大学とは違った特色が出ると思います。

委員長)

以上でよろしいでしょうか。

(委員全員 報告事項了承)

(午後5時30分 閉会)